

H28.3.18 第118回市町村職員を対象とするセミナー「高齢者虐待等に係る対応の強化について」

高齢者虐待における体制整備
～ 行政と地域包括支援センターの取り組み ～

国分寺市福祉保健部 高齢者相談室

国分寺市の概況

- 東京都のほぼ中央に位置
(JR中央線・武蔵野線、西部国分寺線・多摩湖線が縦横に走る)
- 市域 東西5.68メートル、南北3.86メートル
面積11.48平方キロメートル
- 国分寺崖線 北西から南東にかけ標高約2~20mの崖
- 崖線下には湧水 真姿の池湧水群
(S60名水百選・H9東京都の名勝に指定)

● 人口	119,940人	
● 高齢者人口	25,948人	
● 高齢化率	21.63%	(平成28年1月1日現在)

国分寺市の相談体制

(地域の相談窓口) 地域包括支援センター 7ヶ所

◆基幹型地域包括支援センター 1か所 → 市直営

地域包括支援センター全体を統括し、センターの体制強化と機能の向上及び充実のための支援を行う機関

- (機能) ①総合調整機能 ②統括機能
 ③人材育成支援機能 ④後方支援 直接介入機能

◆委託型地域包括支援センター 6か所

地域の相談拠点、市民・関係機関との地域づくり、連携の拠点

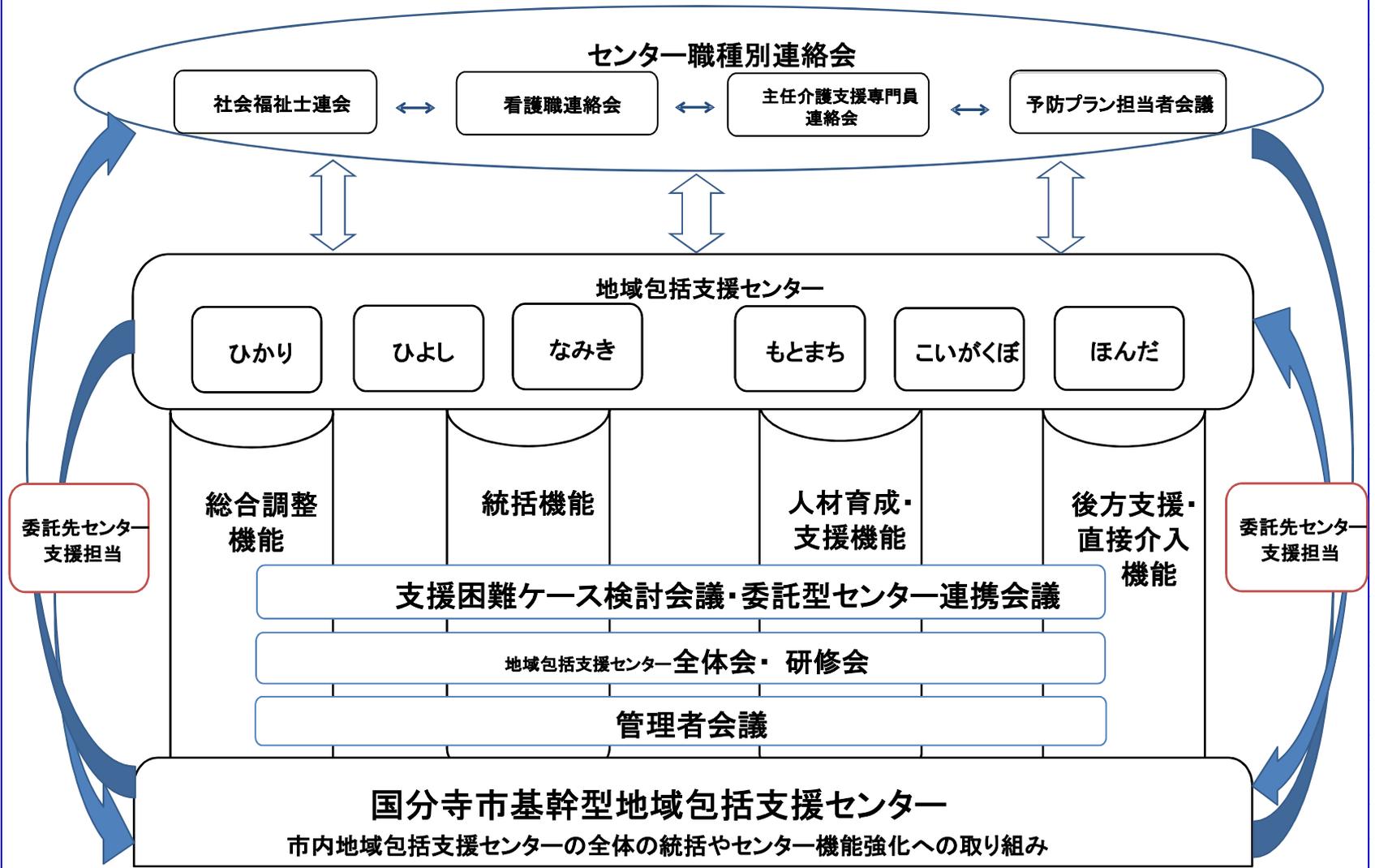
(職員体制)

保健師または看護師・社会福祉士

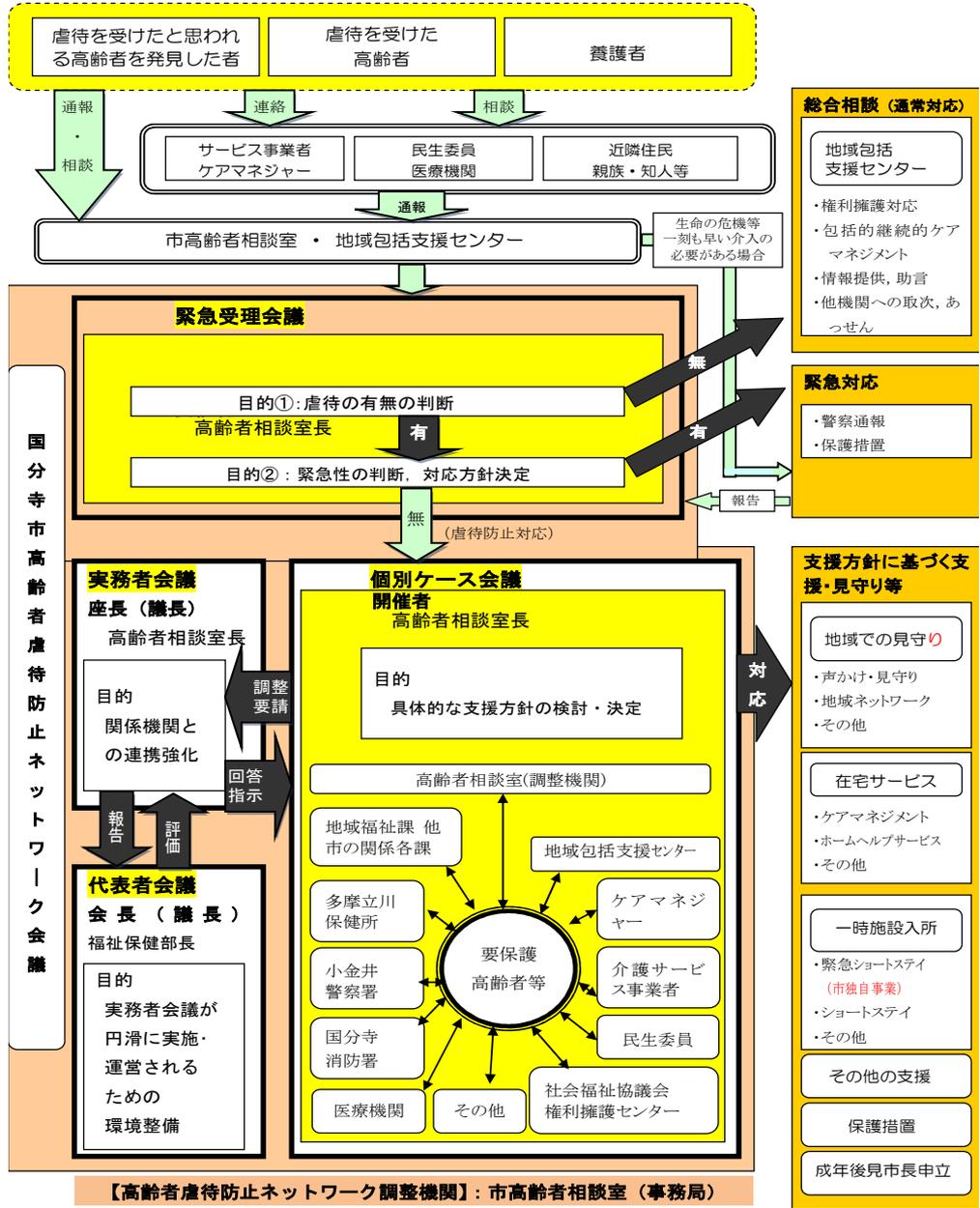
主任介護支援専門員・予防プラン担当者 4名を基準配置

*平成28年度～ 3センター認知症地域支援推進員配置予定

国分寺市基幹型地域包括支援センター機能



東京都国分寺市・高齢者虐待防止ネットワーク



【高齢者虐待防止ネットワーク調整機関】: 市高齢者相談室 (事務局)

ケースの支援から見えてきた課題

1. 長期化するケース対応

- ①緊急分離後に市長申立てを行ったケース
- ②緊急的な分離に限らない支援方針で対応するケース
- ③緊急分離後に再統合をめざし支援を継続するケース

2. 養護者支援の体制整備と連携

- ①養護者の抱える背景の理解
- ②養護者への支援に向け関係機関に協力依頼
- ③支援チームの方針確認と役割分担

高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者虐待防止ネットワーク会議

行政としての責務と基幹型地域包括支援センターの機能を持って、個別支援体制（緊急受理会議・個別ケース会議）と関係機関のネットワーク構築（代表者会議・実務者会議）に取り組む体制を整備

○緊急受理会議

●通報受理後、速やかに開催。虐待有無の判断、緊急性の判断、対応方針決定

（参加メンバー）高齢者相談室長・介護予防係長・包括支援係（係長/地域包括支援センター支援担当）・高齢者福祉係（係長/措置担当/市長申立担当）
委託型地域包括支援センター・ケアマネジャー等の関係者

（判断）

- 緊急性が高く保護・分離が必要なケース ⇒ 主担当：市（高齢者相談室）
- 支援方針を立て継続的な支援が続くケース ⇒ 主担当：地域包括支援センター

○個別ケース会議

●緊急受理会議で決定した対応方針を受け、当該方針を評価・新たな支援方針の検討

*開催・招集：市（高齢者相談室）

*参加機関：地域包括支援センター・ケアマネジャー等介護サービス事業所・
社会福祉協議会・保健所・医療機関・警察署・消防署・民生委員・庁内関係部
署（障害者相談室・生活福祉課・健康推進課等）

○代表者会議

●ネットワーク会議を構成する関係機関との円滑な連携を確保し、実務者会議を円滑に運営するための環境整備。年1回開催

*参加メンバー：民生委員協議会、市社協、市医師会、市歯科医師会、弁護士会、市障害者センター、
地域包括支援センター（委託）、保健所、精神保健福祉センター、警察署、消防署・庁内等の各代表者

○実務者会議

●ネットワーク会議を構成する関係機関との連携を強化。年2回開催

*参加メンバー：代表者会議の参加メンバーに掲げる組織の実務者

支援体制構築への取り組み

●高齢者虐待防止ネットワークの整備

- 高齢者虐待防止ネットワーク実施要綱に基づき、関係機関へ協力の要請。
- 市は高齢者の状況によって緊急保護、立入調査、市長申立等の権限行使を担う。
 - *ネットワークを構成する支援機関が統一した見解を共有
 - *具体的な支援方針を立案、支援を実施。評価・見直しを継続
 - *実態把握、関連事業の構築、民間を含めた対応機関や窓口の明確化、地域の関係機関を連携したネットワーク会議の創設とそのルール化、地域住民への周知
 - *緊急受理会議及び個別ケース会議の帳票の統一

●様々な事例への対応を可能とするための支援体制の整備

- ①基幹型地域包括支援センターに、委託型地域包括支援センターを支援する市の担当職員を配置（基幹型地域包括支援センター人員体制：専門職6名、事務職3名）
 - ・委託型センターが直面する課題について、当該センターを受け持つ担当職員が個別に相談対応
 - ・虐待通報ケースの初動対応・緊急受理会議の調整等を行う
 - ・必要に応じて、基幹型センターの担当職員が同行訪問、面接に同席
 - ・家族支援において、関係機関の協力要請等の調整
- ②専門的な助言が必要なケースへの支援
 - ・虐待対応ケースにおいて複合的な課題解決が必要なケース等の事例検討の場へ、学識者・弁護士・医師等がアドバイザーとして参加
- ③研修・事業による人材育成
 - ・精神科医をアドバイザーに迎えた事例検討会
 - ・センター全体会における研修
 - ・各職種別連絡会における事例検討、研修等
 - ・面接技術・協働のスキル・ケースカンファランスの開発・研修を通じた取り組み（AAA研修（安全づくり安全探しアプローチ））

史跡の駅 おたカフェ



ご清聴ありがとうございました。